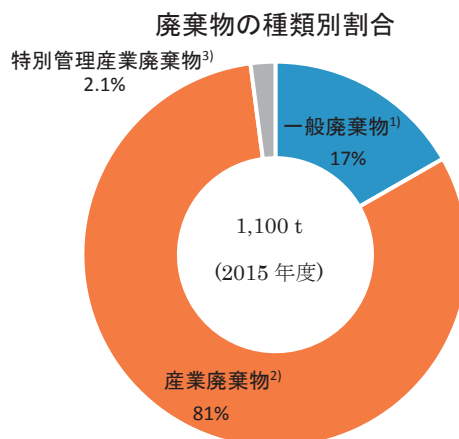
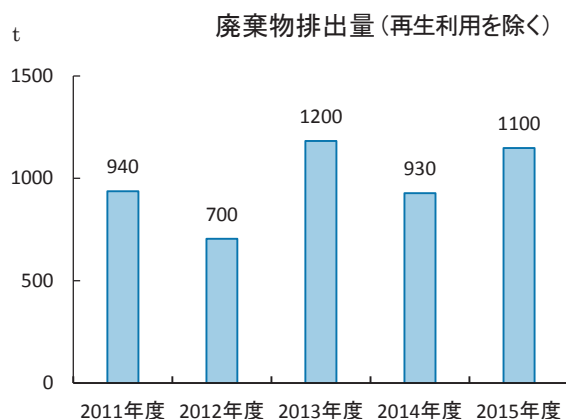


一般・産業廃棄物（放射性廃棄物以外）の削減とリサイクルの推進

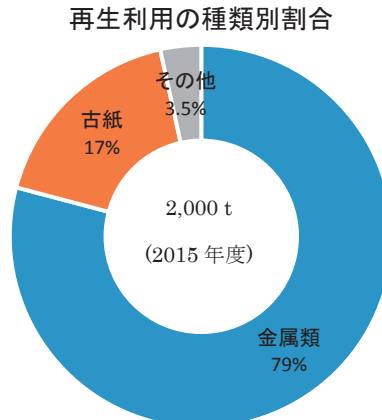
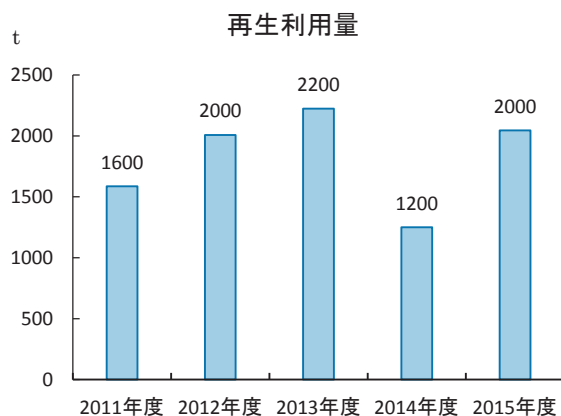
研究開発及び施設運転等に伴い発生する一般・産業廃棄物については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めています。

一般廃棄物・産業廃棄物



再生利用を除く廃棄物の排出量については、施設や設備の解体撤去の状況により産業廃棄物の発生量が年度によって大きく増減するなどの理由により、年度によってばらつきがあります。原子力機構では今後も再生利用を推進し、廃棄物の排出量の抑制に努めていきます。

再生利用



原子力機構では、分別回収の取組を進め、2015年度は2,000tを有価物や再生資源として回収することができました。今後も、分別を徹底し、資源の循環的な利用に努めていきます。

建設リサイクル

建設リサイクル法⁴⁾では、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し分別解体等及び再資源化等を行うこと、発注者に対し分別解体等の計画等を都道府県知事へ届け出ることを義務付けています。

原子力機構における施設の建設・解体・改造に伴う2015年度の建設リサイクル量は、約1,400tでした。

1) 一般廃棄物：本レポートでは非放射性廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物を指します。家庭、オフィスから出る廃棄物と同様のものです。
 2) 産業廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970年12月25日 法律第137号）で定められた事業に伴い発生する廃棄物は、再資源化を含めて適正な分別、保管を行い、処理を外部に委託しています。
 3) 特別管理産業廃棄物：廃棄物処理法で定められた産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康、生活環境に被害を生ずるおそれのある性情のもので、適正な分別、保管を行い、処理を外部に委託しています。
 4) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（2000年5月31日 法律第104号）